

令和8年度
製品化・事業化支援事業

【製品化支援】

**支援希望企業を
募集します!!**

**神奈川県立産業技術総合研究所 (KISTEC) を活用して
製品化をめざす企業を募集します。**

- 技術支援・事業化支援の両面からサポートいたします。
- 試験分析費用と設備機器使用料を 30 万円 ~ 100 万円相当を上限として支援します。
- 当研究所内の製品開発室（実験室）を専有し、開発の拠点とすることも可能です。

募集要領

1 対象者

県内に事業所を有し、新製品の開発や商品化をめざす中小企業者（法人、個人事業者、組合ほか）

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者

2 対象となる技術分野

研究開発的要素を有するものづくり分野

※主な対応分野：材料、機械、電気・電子、化学、デザイン、IoT など

※当研究所による製品化支援が可能か否か、応募される前に下記問い合わせ先まで、お問い合わせ下さい。

3 支援内容

当研究所が技術支援・事業化支援の両面からサポート

技術支援

- ・担当職員を決め、技術サポートを実施
 - ・試験分析費用と設備機器使用料について、30万円～100万円相当を上限に支援
- ※支援の上限額は支援課題及び期間により異なります。

事業化支援

- ・資金調達や知的財産に関する相談
- ・当研究所主催のセミナー等によるスキルアップ機会の提供
- ・展示会等への出展支援

実験室の専有使用

- ・製品開発室使用課題に採択された場合、当研究所内の実験室（製品開発室、約57㎡）を専有（有料）し、開発の拠点として活用
- ※実験室の使用料：2か月当たり、128,832円*1（光熱水費は別途負担）。

4 支援期間

製品開発室使用課題は最長5年間
通所課題は最長3年間

支援開始は令和8年4月。
支援終了は令和9年3月末。

※支援課題は年度ごとのお申込みにより審査され、採択が決定されます。

5 募集区分・募集件数

以下の区分について募集

※応募については、1社1課題とさせていただきます。

募集件数 2件

O1 製品開発室使用課題（化学系）：
ドラフトチャンバー付き製品開発室を専有
※別途、ドラフトチャンバーの使用料（1時間使用ごとに220円*1）が発生します。

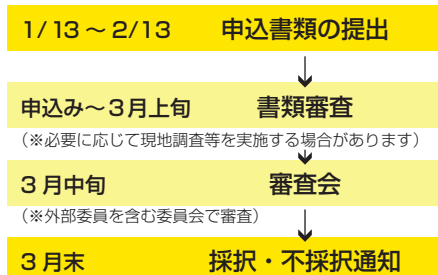
募集件数 3件

O2 製品開発室使用課題（物理系）：
ドラフトチャンバーの無い製品開発室を専有

募集件数 5件程度

O3 通所課題：
当研究所に通いながら、製品化支援及び事業化支援のもとに開発

6 応募・審査の流れ



7 申込書類

提出書類

- ①「事業申込書 兼 事業計画書（様式1）」
- ②「 同 上 （様式1－別表）」
（「経営計画」、「資金計画」及び「分析試験費、機器使用料の一部免除に係る利用計画」）
- ③ 会社登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
- ④ 直近2期分の決算書
（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書）※直近2期分の決算書をご用意できない場合は、別途ご相談ください。
- ⑤ 参考資料
（会社案内、技術資料、製品カタログなど）

上記書類「①～⑤」を2部（1部はコピーでも可）を添えてお申込みください。
※事業申込書 兼 事業計画書は、当研究所ホームページからダウンロードできます。

https://www.kistec.jp/connect/business/productization/productization_support/

8 申込期間

令和8年1月13日（火）～
2月13日（金）

9 申込書類提出先 及び お問い合わせ先

申込書の提出は、電子メールにより、下記のメールアドレスに添付ファイルによりお送りください。
rep-seihinka@kistec.jp
詳細・不明な点については、問い合わせ先までお気軽にご相談下さい。

*1：料金改定により変更される場合があります。

問い合わせ・申込書類提出先

地方独立行政法人
KISTEC 神奈川県立産業技術総合研究所
事業化支援部 橋渡し支援課 事業化促進・デザイングループ
〒243-0435 海老名市下今泉705-1
TEL：046-236-1500（代表） FAX：046-236-1525

当事業について